



県 章

滋賀県公報

平成 24 年 (2012 年)
6 月 1 日
第 3 5 5 1 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

規 則

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事課) 1

告 示

保安林の皆伐面積の限度の公表 (森林保全課) 2

介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (医療福祉推進課) 2

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 3

社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録 (障害福祉課) 3

計量法による指定定期検査機関の名称変更 (新産業振興課) 4

計量法による指定計量証明検査機関の名称変更 (新産業振興課) 4

滋賀県収入証紙条例の規定による滋賀県計量法関係収入証紙売りさばき人の名称の変更の承認 (新産業振興課) 4

道路区域の変更 (道路課) 4

道路の供用開始 (道路課) 5

特定計量器定期検査の実施 (計量検定所) 5

公 告

委託の相手方の決定公告 (事業課) 6

県営大原貯水池地区土地改良事業工事完了公告 (耕地課) 6

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告 (耕地課) 6

建設業法に基づく許可の取消し処分の公告 (監理課) 6

基本測量実施公告 (監理課) 7

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) 7

一般競争入札の公告 (情報政策課) 7

健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (南部) 9

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (南部、甲賀、東近江、湖北) 9

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (南部、湖北) 10

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (高島) 11

障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (高島) 11

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告 (南部) 11

教育委員会教育長告示

平成24年度教科書展示会の開催 (教育総務課) 12

正 誤

平成24年 4 月27日付け第3537号目次中 12

平成24年 4 月27日付け第3537号特定漁港漁場整備事業計画変更書の案の縦覧公告中 13

規 則

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第49号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則 (平成19年滋賀県規則第15号) の一部を次のように改正する。

別表(19)の項中「キ」を「力」に、「力」を「オ」に改める。

付 則

この規則は、平成24年 6 月 1 日から施行する。

告 示

滋賀県告示第314号

森林法施行令 (昭和26年政令第276号) 第 4 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に よ り、平 成 24 年 度 に お け る 保 安 林 の 皆 伐 に よ る 立 木 の 伐 採 に つ き、森 林 法 (昭 和 26 年 法 律 第 249 号) 第 34 条 第 1 項 の 許 可 を す べ き 皆 伐 面 積 の 限 度 を 次 の と お り 公 表 す る。

平成24年 6 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

同一単位とされる保安林	伐採面積の限度 ヘクタール	備 考
水源かん養保安林	湖 南	同一単位とされる保安林 (湖南) 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市の地域をいう。 (湖 東) 近江八幡市および東近江市ならびに蒲生郡日野町および竜王町ならびに愛知郡愛荘町の地域をいう。 (湖 東 北 部) 彦根市、長浜市の一部 (旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町および旧湖北町) および米原市ならびに犬上郡豊郷町、甲良町および多賀町の地域をいう。 (湖 北) 高島市の一部 (旧マキノ町、旧今津町および旧新旭町) および長浜市の一部 (旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町) の地域をいう。 (湖 西) 大津市および高島市の一部 (旧朽木村、旧安曇川町および旧高島町) の地域をいう。
	湖 東	
	湖 東 北 部	
	湖 北	
	湖 西	
	計	
土砂流出防備保安林	湖 南	同一単位とされる保安林 (湖南) 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市の地域をいう。 (湖 東) 近江八幡市および東近江市ならびに蒲生郡日野町および竜王町ならびに愛知郡愛荘町の地域をいう。 (湖 東 北 部) 彦根市、長浜市の一部 (旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町および旧湖北町) および米原市ならびに犬上郡豊郷町、甲良町および多賀町の地域をいう。 (湖 北) 高島市の一部 (旧マキノ町、旧今津町および旧新旭町) および長浜市の一部 (旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町) の地域をいう。 (湖 西) 大津市および高島市の一部 (旧朽木村、旧安曇川町および旧高島町) の地域をいう。
	湖 東	
	湖 東 北 部	
	湖 北	
	湖 西	
	計	
保健保安林	湖 南	同一単位とされる保安林 (湖南) 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市の地域をいう。 (湖 東) 近江八幡市および東近江市ならびに蒲生郡日野町および竜王町ならびに愛知郡愛荘町の地域をいう。 (湖 東 北 部) 彦根市、長浜市の一部 (旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町および旧湖北町) および米原市ならびに犬上郡豊郷町、甲良町および多賀町の地域をいう。 (湖 北) 高島市の一部 (旧マキノ町、旧今津町および旧新旭町) および長浜市の一部 (旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町) の地域をいう。 (湖 西) 大津市および高島市の一部 (旧朽木村、旧安曇川町および旧高島町) の地域をいう。
	湖 東	
	湖 東 北 部	
	湖 北	
	湖 西	
	計	

滋賀県告示第315号

健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第13条の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り、な お そ の 効 力 を 有 す る こ と と さ れ る 同 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 介 護 保 険 法 (平 成 9 年 法 律 第 123 号) 第 48 条 第 1 項 第 3 号 の 指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設 と し て 指 定 し た 施 設 の う ち、次 の 施 設 から 指 定 の 辞 退 が あ っ た。

平成24年 6 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

施設の名称	施設の所在地	開設者の名称および 代表者の氏名または 開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	辞退年月日	介 護 保 険 事 業 所 番 号

市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313番地	長浜市 長浜市長 藤井勇治	長浜市大戌亥町 313番地	平成24. 5 .31	2510301373
--------	------------------	------------------	------------------	-------------	------------

滋賀県告示第316号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第13条の2第1項の規定によりなおその効力を有するとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定介護療養型医療施設として指定した施設のうち、次の施設から指定の辞退があった。

平成24年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

施設の名称	施設の所在地	開設者の名称および 代表者の氏名または 開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	辞退年月日	介護保険 事業所番号
甲賀市水口医療 センター	甲賀市水口町貴 生川293番地	甲賀市 甲賀市長 中嶋武嗣	甲賀市水口町水 口6053番地	平成24. 3 .31	2511402063

滋賀県告示第317号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成24年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
滋賀県米原市国民健康保 険米原診療所	米原市三吉581番地	病院・診療 所	中 村 泰 之	平成24. 6 . 1

滋賀県告示第318号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定に基づき、登録特定行為事業者として、次の者を登録した。

平成24年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事業所 の 名 称	事業所 の 所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	実 施 する 特 定 行 為	登録年月日	登録番号
ケアステーション日和	大津市別保一 丁目13番8 - 301号	特定非営利活動法人 障害者の就労を支援 する会	大津市別保一 丁目13番8 - 301号	口腔内および 気管カニュー レ内部の喀痰 吸引	平成24. 4 . 1	252120001
コスモスヘル パーステーション	大津市坂本六 丁目6番31号	医療法人滋賀勤労者 保健会	大津市昭和町 7番16号	口腔内および 気管カニュー レ内部の喀痰 吸引	平成24. 4 . 1	252120002
ヘルパーステ ーションさん さん	大津市朝日一 丁目4番地6	合同会社介護マネジ メントBe環	大津市和邇北 浜686番地の 8	口腔内の喀痰 吸引	平成24. 4 . 1	252120004
地域生活サポ ートセンター じゅぶ	大津市一里山 二丁目2番8 号	特定非営利活動法人 りあん	大津市一里山 二丁目2番8 号	口腔内の喀痰 吸引	平成24. 4 . 1	252120005
障がい者サポ ートセンター スマイルフレ ンズ	草津市草津三 丁目14番40号	特定非営利活動法人 滋賀県脊髄損傷者協 会	草津市草津三 丁目14番40号	口腔内の喀痰 吸引	平成24. 4 . 1	252120006

滋賀県告示第319号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定に基づき、登録特定行為事業者として、次の者を登録した。

平成24年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	実施する特定行為	登録年月日	登録番号
ハーネスト訪問介護事業所	大津市坂本一丁目13番12号	医療法人社団あかつき会	大津市山上町5番37号B号室	口腔内の喀痰吸引	平成24.5.16	252120007
住宅型有料老人ホームハーネスト唐崎	大津市坂本一丁目13番12号	医療法人社団あかつき会	大津市山上町5番37号B号室	口腔内の喀痰吸引	平成24.5.16	252120008

滋賀県告示第320号

計量法（平成4年法律第105号）第20条第1項の指定定期検査機関として指定した者から、次のとおり名称変更の届出があった。

平成24年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 変更前の指定定期検査機関の名称 社団法人滋賀県計量協会
- 2 変更後の指定定期検査機関の名称 一般社団法人滋賀県計量協会
- 3 変更年月日 平成24年4月1日

滋賀県告示第321号

計量法（平成4年法律第105号）第117条第1項の指定計量証明検査機関として指定した者から、次のとおり名称変更の届出があった。

平成24年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 変更前の指定計量証明検査機関の名称 社団法人滋賀県計量協会
- 2 変更後の指定計量証明検査機関の名称 一般社団法人滋賀県計量協会
- 3 変更年月日 平成24年4月1日

滋賀県告示第322号

滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）第5条第2項の規定により、滋賀県計量法関係手数料収入証紙売りさばき人の名称の変更を承認したので、告示する。

平成24年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 旧 社団法人滋賀県計量協会
- 2 新 一般社団法人滋賀県計量協会
- 3 変更年月日 平成24年4月1日

滋賀県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成24年6月1日から平成24年6月15日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変 更 の 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
国 道	307 号	犬上郡甲良町大字金屋字常ヶ溝1638番地先から	変更後	最小 12.3m 、 最大 70.0m	243.6m	道の駅設置および道路改良工事（現道拡幅）に伴う道路区域の変更
		犬上郡甲良町大字金屋字長地539番3地先まで	変更前	最小 9.6m 、 最大 25.5m	243.6m	

滋賀県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成24年6月1日から平成24年6月15日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
国 道 307 号	犬上郡甲良町大字金屋字常ヶ溝1638番地先から 犬上郡甲良町大字金屋字長地539番3地先まで	平成24. 6 . 1	L = 243.6m

滋賀県告示第325号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査（ひょう量500キログラム以下のもの）を次のとおり実施する。

なお、特定計量器検定期検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器の所在場所で行う定期検査は、検査期日（長浜市、湖南市および愛荘町にあっては、検査期日の初日）以後60日以内実施する。

平成24年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

検 査 を 行 う 区 域	検 査 を 実 施 す る 期 日	検 査 を 実 施 す る 場 所
多 賀 町 の 区 域	7月2日(月)	多 賀 町 役 場
甲 良 町 の 区 域	7月3日(火)	甲 良 町 役 場
豊 郷 町 の 区 域	7月5日(木)	豊 郷 町 役 場 別 館 車 庫
東近江市のうち、平成17年2月10日現在における愛東町および湖東町の区域	7月6日(金)	東 近 江 市 湖 東 支 所
愛 荘 町 の 区 域	7月9日(月)	愛 荘 町 役 場 秦 荘 庁 舎 東 側 駐 車 場
	7月10日(火)	愛 荘 町 役 場 愛 知 川 庁 舎 公 用 車 駐 車 場
湖 南 市 の 区 域	7月12日(木)	湖 南 市 甲 西 文 化 ホ ー ル
	7月13日(金)	湖 南 市 西 庁 舎 裏 車 庫 前
長 浜 市 の うち、平成21年12月31日現在における伊香郡	7月19日(木)	長 浜 市 役 所 余 呉 支 所
	7月20日(金)	長 浜 市 役 所 西 浅 井 支 所

の区域	7月23日(月)	長 浜 市 役 所 高 月 支 所
	7月24日(火)	長 浜 市 役 所 北 部 振 興 局

2 指定期検査機関の名称 一般社団法人 滋賀県計量協会

公 告

委託の相手方の決定公告

モーターボート競走に係る電話投票事務に関する契約の相手方を次のとおり決定したので、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第2条第3項の規定により公告する。

平成24年 6 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県総務部事業課 〒520 - 0023 大津市茶が崎 1 番 1 号 TEL 077 - 522 - 1122
- 2 契約の相手方の氏名および住所 財団法人競艇振興センター 〒108 - 0073 東京都港区三田 3 - 12 - 12
- 3 契約期間 平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで
- 4 契約金額 電話投票売上の額の2.8%（消費税別）とする。

県営大原貯水池地区土地改良事業工事完了公告

平成20年 9 月29日工事に着手した県営大原貯水池地区防災ダム事業の工事は、平成24年 3 月26日に完了した。

平成24年 6 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営鳥居本西部地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年 6 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営鳥居本西部地区土地改良事業の計画の概要
- 2 縦覧期間 平成24年 6 月 1 日から平成24年 6 月21日まで
- 3 縦覧場所 彦根市役所
- 4 意見書の提出の方法等
 - (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名（法人その他の団体の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）ならびに意見の内容
 - (3) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課 〒522 - 0071 彦根市元町 4 - 1

建設業法に基づく許可の取消し処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年 6 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 処分をした年月日 平成24年 6 月 1 日
- 2 処分を受けた者 有限会社大力創建

代表者 代表取締役 中村文昭
主たる営業所の所在地 東近江市林田町1248番地 2
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可（般 - 20）第042023号

- 3 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 建設業法第29条の2第1項に該当するに至った。

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成24年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 作業の種類 基本測量(「電子国土基本図(地図情報)」修正測量作成)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の期間 平成24年5月25日から平成25年3月29日まで

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

甲賀市が平成24年6月1日に決定した甲賀都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成24年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 甲賀市水口町水口6200

一般競争入札の公告

平成24年度から平成30年度までにおける第三次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守委託業務について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6および第167条の10の2の規定により公告する。

平成24年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 第三次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守委託業務 一式
- (2) 業務の内容等 びわ湖情報ハイウェイ(県機関および市町等を接続している滋賀県が管理運営する情報通信ネットワークをいう。)に係る機器の更新、ネットワークの機能改善、運用保守等びわ湖情報ハイウェイの運用に係る各種業務の包括的な委託業務。詳細は、入札説明書による。
- (3) 委託期間 平成24年10月1日(月)から平成30年9月30日(日)まで
- (4) 予定価格 1,238,158,000円(消費税および地方消費税を含まない。)
- (5) 本入札は、入札書とともに募集要項に基づく提案価格書および提案書の提出を受け、価格以外の評価項目と入札価格および提案価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。詳細は、入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (3) 入札参加者に必要な資格等(平成24年滋賀県告示第68号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

滋賀県会計管理局管理課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目1 - 1 TEL 077 - 528 - 4314

- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)

第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等(入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ 入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書、提案価格書および提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所ならびに問い合わせ先 滋賀県総合政策部情報政策課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1 TEL 077 - 528 - 3384
- (2) 契約条項を示す期間 平成24年6月1日(金)から平成24年7月31日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 平成24年6月8日(金)14時 大津市京町四丁目1-1 県庁新館7階 システム設計室
- (5) 入札書、提案価格書および提案書の提出期間 平成24年7月30日(月)から平成24年8月1日(水)までの9時から17時まで
- (6) 開札の日時および場所 平成24年8月2日(木)10時 大津市京町四丁目1-1 県庁新館7階 システム設計室
- (7) 対面評価 平成24年8月27日(月)を予定。提案内容の評価にあたり、対面による評価を行うことがあるので、連絡を受けた入札参加者は対応すること。なお、都合により日程を変更する場合がある。
- (8) 落札決定 平成24年8月下旬。(7)の対面評価を経て決定するので、日程が前後する場合がある。

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者決定基準に関する事項

- (1) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、入札価格および提案価格がそれぞれ予定価格(回線サービスを除く業務の上限価格をいう。以下同じ。)および現行価格(回線サービスの上限価格をいう。以下同じ。)以下である者のうち、第三次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守委託業務落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点に入札価格および提案価格による評価点を加算した評価点の最も高いものを落札者とする。
- (2) 総合評価点の構成は、次のとおりとする。
総合評価点(1000点満点) = 価格点(400点満点) + 技術点(600点満点)
- (3) 採点方法 価格点の算定方法および技術点の評価項目、評価基準等については、入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

10 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、封印した入札書、提案価格書および提案書を3(5)に示す提出期間内に提出すること。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。
- (2) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に

関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Services to be required : Comprehensive services covering various duties relating to BICS(*), including upgrading of equipment, functional improvement of networks and operations

(*)A core network which links all prefectural institutions, cities and towns, etc. of Shiga Prefecture

(2) Deadline for tender: 17:00, August 1, 2012

(3) For further information, contact : Information Policy Division, Department of Policy Planning and Coordination , Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 3384

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第19号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成24年6月1日

滋賀県南部健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
デイサロンすずらん	草津市大路三丁目63番地	株式会社すずらんの郷 代表取締役 宇野誓子	栗東市下戸山1493番1	通所介護	平成24.6.1	2570600953

滋賀県南部健康福祉事務所告示第20号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成24年6月1日

滋賀県南部健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
あかねはうす草津	草津市大路一丁目3番12号	有限会社あかねはうす 代表取締役 中田淳子	大津市あかね町13番11号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成24.6.1	2570600961
あかねはうす草津デイサービス	草津市大路一丁目3番12号	有限会社あかねはうす 代表取締役 中田淳子	大津市あかね町13番11号	通所介護 介護予防通所介護	平成24.6.1	2570600961

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第13号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成24年 6 月 1 日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長

井 下 英 二

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
JAゆうハート信楽ヘルパーステーション	甲賀市甲南町 竜法師 1168	株式会社JAゆうハート 代表取締役 但馬甚一	甲賀市水口町 水口 6111 - 1	訪問介護 介護予防訪問介護	平成24. 6 . 1	2571400841

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第15号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成24年 6 月 1 日

滋賀県東近江健康福祉事務所長

瀬 戸 昌 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
アシストケアクラブ近江八幡	近江八幡市池田本町228番地	株式会社青山組合 代表取締役 青山剛	近江八幡市池田本町228番地	通所介護 介護予防通所介護	平成24. 6 . 1	2570400594

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第9号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成24年 6 月 1 日

滋賀県湖北健康福祉事務所長

嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ニチイケアセンター米原	米原市宇賀野 206 - 7フォレストパーク 1号室	株式会社ニチイ学館 代表取締役 齋藤正俊	米原市宇賀野 206 - 7フォレストパーク 1号室	訪問介護 介護予防訪問介護	平成24. 6 . 1	2572400394
デイサービスセンターひととき	長浜市唐国町 260 - 2	株式会社ウェッジケア 代表取締役 西村紀昭	長浜市唐国町 260 - 2	通所介護 介護予防通所介護	平成24. 6 . 1	2570301180

滋賀県南部健康福祉事務所告示第21号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成24年 6 月 1 日

滋賀県南部健康福祉事務所長

寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
--------	---------	--------------------------	------------	-------	-----------

あかねはうす草津 居宅介護支援事業所	草津市大路一丁目 3 番 12 号	有限会社あかねはうす 代表取締役 中田淳子	大津市あかね町 13 番 11 号	平成 24. 6. 1	2570600961
-----------------------	-------------------	--------------------------	-------------------	-------------	------------

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第 10 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 46 条第 1 項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成 24 年 6 月 1 日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
ケアマネジメン トセンター・ラ イフ長浜	長浜市大成亥町 1276 番地	株式会社 ライフ 代表取締役 田中薫	米原市高溝 236 番地の 8	平成 24. 6. 1	2570301172
ニチイケアセン ター米原	米原市宇賀野 206 - 7 フォレストパーク 1 号室	株式会社ニチイ 代表取締役 齋藤正俊	米原市宇賀野 206 - 7 フォレストパーク 1 号室	平成 24. 6. 1	2572400394

滋賀県高島健康福祉事務所告示第 4 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 46 条第 1 項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 24 年 6 月 1 日

滋賀県高島健康福祉事務所長 伊 藤 直

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	介護保険事業所番号	廃止年月日
しみんふくし滋賀 高島居宅介護支援事業所	高島市勝野 1727 番地 1	特定非営利活動法人しみんふくし滋賀 理事長 嶋川 尚	野洲市小篠原 1091 番地	2572200380	平成 24. 6. 30

滋賀県高島健康福祉事務所告示第 5 号

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 24 年 6 月 1 日

滋賀県高島健康福祉事務所長 伊 藤 直

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーション 元気な仲間	高島市新旭町 針江 291 番地	特定非営利活動法人元気な仲間	高島市新旭町 安井川 741 番地	同行援護	平成 24. 6. 1	2512200243

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告

次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者証票を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成 24 年 6 月 1 日

滋賀県南部県税事務所長 田 中 宏

特別徴収義務者 証 票 番 号	特別徴収義務者住所	特別徴収義務者氏名	亡失年月日
第 000013 号	大津市竜が丘 1 番12号	滋賀石油株式会社	平成24. 5 .15

教育委員会教育長告示

滋賀県教育委員会教育長告示第 8 号

平成24年度教科書展示会を次のとおり開催する。

平成24年 6 月 1 日

滋賀県教育委員会教育長 河 原 恵

展 示 会 場 所 在 地	展 示 期 間	開 催 時 間 等
大津教科書センター 大津市本丸町 6 - 50 大津市教育センター内 4 階第 4 研 修室 (大津市生涯学習センター内)	6 月 8 日から 7 月 5 日まで (6 月 11 日、17 日、18 日および 25 日ならびに 7 月 2 日を除く。)	午前 9 時から午後 4 時 30 分 まで
草津教科書展示会場 草津市野路一丁目 15 番 5 号 フェリエ南草津 5 階市民交流プラ ザ多目的ホール (南草津図書館前 スペース)	6 月 8 日から 7 月 5 日まで (6 月 11 日、18 日および 25 日ならびに 7 月 2 を除く。)	午前 9 時から午後 9 時まで
甲賀教科書展示会場 甲賀市甲南町深川 1865 甲南図書交流館内	6 月 8 日から 7 月 5 日まで (6 月 11 日、12 日、18 日、19 日、25 日、26 日 および 27 日ならびに 7 月 2 日および 3 日を除 く。)	午前 10 時から午後 6 時まで (金曜日を除く。) 午前 10 時から午後 9 時まで (金曜日)
近江八幡教科書センター 近江八幡市宮内町 100 近江八幡市立近江八幡図書館内	6 月 9 日から 7 月 5 日まで (6 月 11 日、18 日、25 日および 27 日ならびに 7 月 2 日を除く。)	午前 10 時から午後 7 時まで (平日) 午前 10 時から午後 6 時まで (土・日曜日)
彦根教科書センター 彦根市尾末町 8 - 1 彦根市立図書館内	6 月 8 日から 7 月 5 日まで (6 月 11 日、18 日、25 日および 28 日ならびに 7 月 2 日を除く。)	午前 10 時から午後 6 時まで
長浜教科書センター 長浜市朝日町 18 - 5 長浜市立長浜図書館内	6 月 8 日から 7 月 4 日まで (6 月 14 日、21 日、27 日および 28 日を除く。)	午前 10 時から午後 7 時まで (平日) 午前 9 時から午後 6 時まで (土・日曜日)
今津教科書センター 高島市今津町舟橋二丁目 3 - 1 高島市立今津図書館内	6 月 8 日から 7 月 4 日まで (6 月 14 日、21 日および 28 日を除く。)	午前 10 時から午後 6 時まで (最終日 7 月 4 日のみ午後 3 時まで)
中央教科書センター 野洲市北桜 県総合教育センター内	6 月 8 日から 7 月 5 日まで (6 月 9 日、10 日、16 日、17 日、23 日、24 日 および 30 日ならびに 7 月 1 日を除く。)	午前 8 時 30 分から午後 5 時 まで

注 上記の展示期間のうち、6 月 15 日から 6 月 28 日までの期間における教科書展示会は、教科書の発行に関する
臨時措置法 (昭和 23 年法律第 132 号) 第 5 条に規定する教科書展示会である。

正 誤

平成 24 年 4 月 27 日付け第 3537 号目次中

ページ	行	誤	正
1	22	特定漁港漁場整備事業計画変更書	特定漁港漁場整備事業計画

.....

平成24年 4 月27日付け第3537号特定漁港漁場整備事業計画変更書の案の縦覧公告中

ページ	行	誤	正
7	6	特定漁港漁場整備事業計画変更書	特定漁港漁場整備事業計画

